

内閣府告示第五百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道爾志郡乙部町
- 二 構造改革特別区域の名称 公設民営高齢者福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道爾志郡乙部町の全域

内閣府告示第五百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡下川町
- 二 構造改革特別区域の名称 下川町安心子育て特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡下川町の全域

内閣府告示第五百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年十月十七日内閣府告示第二百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道常呂郡佐呂間町
- 二 構造改革特別区域の名称 佐呂間町いきいき子育て特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道常呂郡佐呂間町の全域

内閣府告示第五百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年十月四日内閣府告示第八百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道河東郡上士幌町
- 二 構造改革特別区域の名称 上士幌町子育て安心特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道河東郡上士幌町の全域

内閣府告示第五百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道足寄郡足寄町
- 二 構造改革特別区域の名称 足寄町子育て安心特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道足寄郡足寄町の全域

内閣府告示第五百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県二戸郡一戸町
- 二 構造改革特別区域の名称 公設民営型小規模多機能福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岩手県二戸郡一戸町の全域

内閣府告示第五百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都・飾区
- 二 構造改革特別区域の名称 地域連携・のびのび型学校による未来人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都・飾区の全域

内閣府告示第五百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 不登校等生徒支援教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域



内閣府告示第五百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年十月十七日内閣府告示第三百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小田原市
- 二 構造改革特別区域の名称 LD、ADHD等の不登校児童生徒の個に応じた「生きる力」を育む教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小田原市の全域

内閣府告示第五百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年十月十七日内閣府告示第三百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野市
- 二 構造改革特別区域の名称 長野市地域力活用教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野市の全域

内閣府告示第五百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付  
けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡天龍村
- 二 構造改革特別区域の名称 地域と一体化したプロジェクト教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡天龍村の全域

内閣府告示第五百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日  
内閣府告示第八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消し  
たので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府、吹田市及び寝屋川市
- 二 構造改革特別区域の名称 大阪元気コミュニティ創造特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 吹田市及び寝屋川市の全域

内閣府告示第五百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県
- 二 構造改革特別区域の名称 ひょうご狩猟免許取得推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県の全域

内閣府告示第五百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日以内閣府告示第六百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県
- 二 構造改革特別区域の名称 「イノシシわな猟免許取得促進」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取県の全域

内閣府告示第五百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日以内閣府告示第六百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県
- 二 構造改革特別区域の名称 らくらく取得「しまね網・わな猟免許」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県の全域

内閣府告示第五百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日以内閣府告示第六百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県
- 二 構造改革特別区域の名称 さぬき有害鳥獣対策特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 香川県の全域



内閣府告示第五百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市
- 二 構造改革特別区域の名称 今治市しまなみ教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市の全域

内閣府告示第五百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日  
内閣府告示第百号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したの  
で、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 二 構造改革特別区域の名称 北九州市地域通貨特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域

内閣府告示第五百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県
- 二 構造改革特別区域の名称 佐賀県イノシシわな猟免許特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐賀県の全域

内閣府告示第五百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日以内閣府告示第六百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣対策わな猟免許特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長崎県の全域

内閣府告示第五百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日以内閣府告示第六百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県
- 二 構造改革特別区域の名称 大分わな猟免許特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大分県の全域

内閣府告示第五百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 元気みやざき網・わな免許特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県の全域

内閣府告示第五百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年七月四日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県
- 二 構造改革特別区域の名称 かごしま網・わな獺免許特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿児島県の全域